

斜里町地域おこし協力隊「コミュニティデザイン」募集要領

～世界自然遺産「知床」のまちでデザインを活用したまちづくりをしませんか～

1. 斜里町ってこんなところ

斜里町は北海道東部、オホーツク海に面した人口約 10,600 人のまちです。世界自然遺産「知床」を有し、大自然を背景に観光業が発展するとともに、農業と漁業を基幹産業としています。

日本百名山のひとつである斜里岳の麓に広がるこのまちは、四季折々で異なる美しい風景が魅力です。春から夏にかけてじゃがいもの花が一面に咲き、秋にはサケが川を遡上し、冬には流氷が海を埋め尽くします。こうした自然豊かな環境が、訪れる人々に感動を与えています。

斜里町は「みどり（自然）と人との調和」をまちづくりの基本理念とし、地域資源を活用したさまざまな取り組みを進めています。例えば、知床でのテレワークやワーケーションの推進、地域の特色を生かしたブランドづくり、知床開拓地跡でのナショナルトラスト運動（寄附金を活用した自然保護活動）などを実施しています。また、2015 年から「SHIRETOKO! SUSTAINABLE 海と、森と、人。」をブランドメッセージに掲げ、持続可能な地域づくりを目指しています。

自然環境を大切にしながら、人々が安心して暮らせるまちを一緒に作り上げていく地域おこし協力隊の仲間を募集しています。あなたもこの美しい斜里町で、新しい挑戦を始めてみませんか？

2. 募集の背景「今こそ地域力が試されるとき」

現在、斜里町では人口減少や少子高齢化に伴い、地域コミュニティの希薄化や地域経済への影響が危惧されています。このような状況下で、私たちは「地域の困りごと」に即した「活動」と「プレイヤー」を生み出し、人と人、人とコミュニティがつながることで、少しでも困りごとを解消し、住み続けたいと思える地域づくりを目指しています。

一方で、斜里町に寄せられる相談ケースは年々複雑化・複合化しており、解決に時間がかかるケースが増加しています。また、若年層の精神疾患が増加傾向にあるほか、高齢者世帯に障がいをもつお子さんがいる家庭も増えており、福祉の現場では多様で深刻な問題に直面しています。

このような状況の中で、福祉に従事する専門職の人材確保が難しい現状があり、行政だけの対応には限界があることから、地域全体で問題に取り組む力が求められています。

そこで、私たちはデザインやネーミングなどクリエイティブの力を活用し、住民の興味関心を引き出し、福祉活動に取り組むプレイヤーを生み出していきたいと考えています。「地域の困りごと」や「生活の困りごと」を住民とともに楽しみながら解決し、持続可能な地域を共に創っていただける人材を募集しています。

3. 募集内容：コミュニティデザインスタッフ 1名

4. 業務概要：コミュニティスペースの運営と地域活動のデザイン化

地域の困りごとを地域に暮らす様々な人と話し合い、困りごとの解決に向けてアイデアを出し合う場「シャリバタ会議」から生み出されたみんなの居場所「中斜里シャトラン（令和6年3月オープン）」。中斜里シャトランを活動拠点に、地域の様々な活動をデザインの方で‘おしゃれに楽しく’魅せる化し、福祉の魅力化に取り組んでいただきます。

令和5年8月から活動している地域おこし協力隊員、地域ブランディングを推進している地域プロジェクトマネージャー、「中斜里シャトラン」運営事業者と連携・協働して活動していただきます。

- ・ 地域交流拠点「中斜里シャトラン」の運営
- ・ 地域課題のヒアリング
- ・ 地域活動の見える化（ロゴ、コピー化）
- ・ 活動に参加しやすいWEBの運営



5. 応募資格

- (1) 応募時点で、三大都市圏（注1）又は都市地域（注2）等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外（注3））に居住し、任用後に斜里町に住民登録を移し、移住できる方

※任用前に斜里町に転入した場合、任用取り消しとなりますのでご注意ください。

- (2) 心身ともに健康で、地域コミュニティに関する活動に取り組む意欲のある方
- (4) 普通自動車運転免許証（A T車限定可）を取得している方
- (5) パソコン（Word・Excel等）を日常的に操作している方

(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方

注1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

注2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」(条件不利地域)に該当しない市町村をいう。

注3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

6. 勤務地:斜里町総合保健福祉センターぼると21、外 公共施設等

7. 着任形態・期間

(1) 着任形態 斜里町会計年度任用職員(パートタイム)

(2) 着任期間 着任日から最長3年間まで(1年毎更新)

※配属先や個人の事情に応じて、別途個別に相談可能です。

(3) 副業(サイドビジネス)

希望すれば勤務時間外の副業も可能(所属企業からの派遣など)。

※ただし、職務専念義務違反や信用失墜行為の適用を受けない範囲に限る。

8. 勤務時間:9:00~19:00のうち週35時間(週休2日)

9. 報酬等【報酬及び期末手当を合わせた想定年収:約330万円】

(1) 月額:239,806円 ※勤務時間によって変動あり

(2) 期末・勤勉手当:年2回支給 ※採用時期や給与改定等により変動があります。

(3) 社会保険(健康保険・厚生年金)・雇用保険・労災(自己負担あり)

(4) 活動車両あり(燃料費補助は上限あり)

(5) 住居借上げに係る助成あり(上限38,500円/月)

(6) 灯油手当(上限あり)

(7) 引っ越しにかかる費用は自己負担

10. 休日・休暇

(1) 土日及び祝日（業務で出勤した場合は、代休取得）

※週休3日及び祝日に変更可（要相談）

(2) 年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 有給休暇（20日/年度）

11. 応募方法

応募用紙に必要な事項を記入のうえ、斜里町役場民生部地域福祉課宛
sh.soudan@town.shari.hokkaido.jp にメール送付してください。

※応募用紙は、町HPよりダウンロードしてください。

12. 応募期限

令和7年1月31日（金）

※期限に関わらず、任用者が決定した場合は募集を終了することがあります。

13. 選考

(1) 第1次選考は、書類による選考とし、応募者全員に結果を文書にて通知します。

(2) 第2次選考は、第1次合格者を対象に面接試験を実施します。詳細は、個別に連絡します。

14. 問い合わせ先

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町12番地 斜里町民生部地域福祉課

電話番号：0152（23）6644

メールアドレス：sh.soudan@town.shari.hokkaido.jp